

氏 名	やま もと かづ や
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 296 号
学位授与の日付	平 成 16 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	日本古代の王権とキサキ

論文調査委員 (主 査) 教 授 鎌 田 元 一 教 授 勝 山 清 次 助教授 吉 川 真 司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本古代の天皇のキサキについて考察を行い、キサキ制度の構造と特質、そして歴史の変遷を明らかにしようとするものである。キサキとは、次代の皇位継承者候補を生み出すべき存在であり、その立場は皇位継承とは不可分で極めて政治的なものであると言える。ゆえに、後宮には皇位継承を規制するための秩序、すなわちキサキ間の序列や格差が存在したと考えられる。こうした秩序のメカニズムと特質について考察することは、皇位継承をめぐる様々な政治的狀況を解釈するにあたっても非常に有効であり、具体的かつ全体的な解明が必要である。また、キサキの序列による皇位継承の規制という点に関しては、所生子たる親王・内親王にも注目して、母キサキの序列や格差が親王・内親王のそれにいかに反映しているのかという点も解明されなければならない。以上二点の解明が本論文の主たる目的であり、五章にわたってそのための考察を行っている。

第一章「日本古代の近親婚と皇位継承」は、日本古代の王権周辺に散見する異母兄妹婚の分析を通して、王権と直接関わる婚姻の特質を明らかにし、さらに皇位継承の基本原理についても論及するものである。

九世紀前期以前には、天皇や有力皇子による異母兄妹婚が特定の時期に集中して発生し（仁徳とその子の世代・敏達とその子の世代・天武の子の世代・桓武とその子の世代の四時期）、しかも、それぞれが皇位継承争いという政治的争乱と一体化して現れている。この点について、各時期はいずれも皇統が交替した時期にあたり、新皇統の〈始祖〉の子や孫の世代で異母兄妹婚が数多く発生していることを指摘した。そして、発生の理由については、皇統の交替に関わる婚姻関係（入婿的な婚姻関係）に規制されて、異母姉妹は数多く存在する一方で異母姉妹以外の結婚可能な天皇の女（ムスメ）は存在しないという状況が生まれ、その下で皇位継承に関連して天皇の女が志向されるためであるとした。すなわち、異母兄妹婚とは、皇位継承争いの中で妻を介しても天皇家の系譜に繋がることにより自らの皇位継承を優位にする目的で行われた天皇の女との婚姻、つまり妹であることよりも天皇の女であることにこそ意義がある父系を強く意識した婚姻であったということを明らかにした。

だが、九世紀半ばになると、それまでとは一転して、異母兄妹婚が行われることはなくなった。この点については、王権の父系的な自立が進み、それに対応して天皇の地位の物象化が進むと、皇位継承にあたって天皇の女を娶ることの意義が低下し、直系継承が続く中で王権周辺の人物が天皇の女を娶らなくなっていったためであるとした。また、異母兄妹婚自体のタブー化を確認し、異母兄妹婚が政治的にだけでなく社会的にもその姿を消すプロセスを明らかにした。

第二章「日本古代の皇后とキサキの序列」は、皇后の変遷、および皇后を中心としたキサキの序列と皇位継承の関わりについて、記紀の時代から平安時代は十一世紀前半までにわたって、体系的に論じるものである。

まず、記紀の時代において、天皇の女たるキサキは、夫帝に対して王権としての安定性をもたらし、また、所生子の皇位継承に関しても他のキサキより絶対的に優越した位置にあることから、太后として制度的な裏付けを得ていたことを明らかにした。だが、奈良時代の藤原光明子の立后を契機として、皇后が他のキサキを超越した絶対的な存在から、他のキサキ位

の相対的上位に位置する一キサキ位へとその本質を変化させたとし、これ以降、皇后が皇后—妃—夫人というキサキの序列の中に組み込まれることとなったとした。そして、平安時代初期の氏族出身のキサキによる立后については、氏族出身のキサキが天皇の女たるキサキの上位に位置するための立后と位置づけた。だが、第一章で見たように、九世紀半ばに至って皇位継承の前提として天皇の女が娶られることがなくなると、天皇の女による本来的な立後も、氏族出身のキサキが天皇の女たるキサキを超越するための立后もなされなくなったのであり、これこそが当時の皇后不在の理由であると論じた。また、皇后の不在期間については、女御・更衣という律令制下とは異なるキサキの序列が厳格に皇位継承を規制していた様相を明らかにし、また、長らく皇后が不在であった後の醍醐朝と村上朝の立后については、皇位継承予定者の死や不適正といった異常事態を克服するための特例的な立后と位置づけた。そして、冷泉天皇の皇后となった昌子内親王を嚆矢として、天皇の女を中心にして再び皇后が継続的に立てられるようになり、キサキ制度が皇后と女御という序列に収束していく様相を指摘した。

以上のような皇后の変遷からは、皇位継承の非直系・直系、天皇の女の入内の有・無、立後の有・無がすべて対応しているということ、そして古代を通して、皇后の変遷はキサキとしての天皇の女の存在に規定されていたということを導き出した。また、キサキの序列と皇位継承との関わりについては、皇后と妃・夫人、女御と更衣、皇后と女御という序列が、それぞれ皇位継承者の母たるキサキとそうではないキサキという二段階の序列として機能し、それによって皇位継承が厳格に規制されていたことを明らかにし、さらにそうしたキサキ制度の変遷も天皇の女に規定されていたとした。

第三章「藤原高子の廃后事件をめぐる」は、藤原高子の廃后事件の真相解明を図る中で、皇后・皇太后・太皇太后という后位間の序列や転上のメカニズムについて考察し、さらには二后並立や女院が発生するプロセスについても論及するものである。

清和天皇のキサキであった皇太后藤原高子が寛平八年に皇太后位を廃された事件については、東光寺の僧善祐との情事という個人的なスキャンダルによるものという理解がなされてきた。しかし、淳和天皇のキサキであった正子内親王と仁明天皇のキサキであった藤原順子がともに太皇太后として並立している事実にも注目し、高子と正子が置かれた状況の共通点を指摘した。つまり、いずれの場合にも、背景には皇統の交替（皇位継承の横方向の移動）があり、それで子孫が皇位継承から排除されたがために皇統から外れてしまった、いわば「先皇統の後」が発生するという点、そして、天皇の代替わりか新しい後の冊立に伴って后位が決定される中で、后同士の年齢が近くなるために、后位の定員がうまりやすくなる点を指摘した。実際に、高子と正子こそが「先皇統の後」なのであり、また、高子が皇太后位を廃された際にも、正子の存在にもかかわらず順子が太皇太后に上った際にも、后位に適当な空きがなかったのであった。そんな中で、「先皇統の後」は現皇位継承者との血縁関係が薄く、その立場は政治的に極めて脆弱・不安定なものとなるので、后位の定員がうまっている中で新たな后を立てる際には、空きを作るために排除される可能性が高くなるのであった。つまり、高子の廃后も、「太皇太后」としての正子の不安定な状況も、「先皇統の後」として立場が脆弱なために、定員がうまっている后位の序列から排除された結果であったと結論した。

さらに、后位の定員がうまっている際の対処方法の変化についても論じた。すなわち、平安中期における皇位継承の非直系化と皇后の常置化により、皇后・皇太后・太皇太后という三つの后位では足りない状況が発生しやすくなると、皇后と中宮を別個の後位として分離し、后位を四つに増やして対処したこと、そして、さらに皇位の非直系継承が続く后位が速く回転する中で、四つでも足りない状況が発生するようになると、女院を受け皿にすることで新しい後の誕生を可能にしたことも明らかにした。

第四章「日本古代の叙品と成人儀礼」は、親王・内親王の位階体系である品位を素材として、親王・内親王間に存在する序列や格差の特質について論じ、さらにそうした所生子の序列と母たるキサキの序列との関連性をも明らかにしようとするものである。

親王・内親王には、初叙品位が三品の人物と四品の人物とがいて、親王・内親王間の格差が存在したのであるが、『西宮記』の「一親王及后腹一度三品、餘四品」（正月五日叙位儀）、「后腹三品、一親王同之、餘四品」（親王元服）との記載をそのままあてはめるだけでは解釈できない三品直叙の事例も多い。そこで、三品直叙の事例の再検討を行い、上記の「后腹」をめぐるのは、「后腹」という概念には贈皇后・贈皇太后の場合や皇后を経ていない皇太后・太皇太后などの場合も含まれ

るとすると、すべて整合的に解釈することができることを明らかにした。つまり、贈皇后・贈皇太后や皇后を経ていない皇太后・太皇太后の場合も含めて、「后腹」の親王は、全員三品に直叙されているのであり、「后腹」という要件はきわめて普遍的に適用されるものであったことを明らかにした。この点からは、従来の「后腹親王」の定義・範囲についても再考を迫ることとなった。

一方、「一親王」については、第一親王であるにもかかわらず更衣所生ゆえに皇位継承とは無縁であったことの埋め合わせのために、「后腹」に準じて三品に直叙された事例を嚆矢とするものであり、またそれ以降も第一親王・第一内親王の三品直叙はほとんど見られないことから、確固たる要件と言うよりも、むしろ特例措置的なものであったとした。

また、初叙品が元服・着裳と同日になされる人物とそうでない人物がいるが、それについても、醍醐朝以降の元服・着裳と同日の初叙品のほとんどすべてが三品直叙の人物によるもので、逆に三品直叙のほとんどが元服・着裳と同日になされていること、そして、元服儀礼そのものにおいても后腹親王の優遇が確認でき、一部の第一親王も后腹親王に準じた形で同じ殊遇を受けていることを指摘した。以上からは、元服・着裳と同日の初叙品についても、「后腹」とそれに準ずる「一親王」に対する殊遇であると結論した。

第五章「通過儀礼から見た親王・内親王の居住」は、着袴・対面・元服といった通過儀礼が行われる場所の検討から、これまで専論がなかった親王・内親王の居住の問題について考察を試みたものである。

淳和天皇の皇后正子内親王の所生子と、醍醐天皇の皇后藤原穩子以降の皇后の所生子については、幼児期から内裏で養育されているのが確認でき、また正子～穩子の間は皇后が不在で親王の内裏居住の空白期間と皇后の不在期間とが一致することから、平安時代を通して、皇后所生子は幼児期から内裏に居住して、父天皇とも会っていたと論じた。

また、親王・内親王による着袴の事例の検討からは、すべて皇后ないしは女御の所生子が内裏やそれに準ずる空間で行ったもので、更衣所生子による事例は一つも見られないことを指摘した。一方、対面については、それとは反対に更衣所生子による事例の割合がかなり高いことを指摘した。以上の点からは、更衣所生子の着袴は里邸で行われ、それゆえに記録が残っていないのではないか、また、更衣所生子は対面の儀まで内裏にやって来ることはなく、対面の儀こそが父天皇との初対面の機会だったのではないかと推論した。調査の結果、女御所生の親王・内親王などが対面の儀以前に内裏にやって来たり、父天皇に会っていたりする事例が散見する反面、更衣所生子による同様の事例はまったく見あたらず、逆に、対面するまで父天皇が更衣所生子の容姿を知らなかったことが判明する史料が存在した。以上のことから、皇后所生子や女御所生子とは異なり、更衣所生子が対面の儀以前に内裏にやって来ることはなく、ずっと里邸でのみ養育されていたと結論した。

さらに、今上ではない親王・内親王が元服・着裳を行った場所の検討からは、皇后所生子は内裏や後院など父方の施設で行うことが多かったのに対し、女御所生子、さらには更衣所生子は、基本的に母方の施設で行っていたことを指摘した。

以上からは、母のキサキ位が高いほど父方の施設（内裏や後院）と密接な関係にあり、また、キサキ位が低いほど母方の施設（里邸）と密接な関係にあるとした。これは、親王・内親王の居住、つまり、内裏との距離および関係性に、皇后一女御一更衣という母キサキの格差が明確に反映しているということであり、第二章での考証結果をふまえ、内裏との距離は王権との距離そのものであると結論した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本古代の天皇のキサキについて考察し、キサキ制度の構造と特質、その歴史的変遷を明らかにしようとしたものである。全体は本論五章から構成され、加えて最初に研究の課題と視角を示した序章、最後に考察の結果をまとめた終章が配されている。

キサキとは、次代の皇位継承候補者を生み出すべき存在であり、その立場は皇位継承と不可分の極めて政治的なものであると言える。ゆえに、後宮には皇位継承を規制するための秩序、すなわちキサキ間の序列や格差が存在したと考えられる。こうした秩序のメカニズムとその特質について考察することは、皇位継承をめぐる様々な政治的状況を解明するにあたっても非常に有効であり、したがって、これまでも奈良・平安期の皇后や女御・更衣等について、また律令制以前に遡る皇后の前身的地位をめぐる、種々の議論が積み重ねられてきた。しかし、それらの論は総じて限定された時期、限定された視野からの立論に止まるものが多く、キサキ制度の構造全体を対象に、古代の全時期にわたり、一貫した論理のもとにその特

質と変遷を明らかにしようとしたものは皆無と言ってよい。そのため、ややもすれば恣意的な解釈に流れ、個々の事象に関して研究者間に理解の一致がみられないこともしばしばである。

このような研究の現状に対し、本論文は、皇位継承に占める「先帝の皇女」との婚姻の重要性という一貫した視座のもとに、いわゆる記紀の時代から十一世紀前半までを通して、キサキ制度の構造的発展と変遷の過程を全体的かつ具体的に解明しようとしたもので、何よりもまずこの点において、従来の研究水準を大きく超えたものと評価できる。周到な調査と考証によって新たに解明された事実も多く、日本古代のキサキ制度についての理解は本論文によって飛躍的に高められたと言ってもよい。以下、本論文によって明らかにされた事柄のうち、特に重要と思われるものの幾つかについて述べることにする。

まず第一に、古代の王権周辺に見られる近親婚、就中異母兄妹婚について、それが皇位の継承と関わって特定の時期に集中的に発生するメカニズムを解明し、その本質が「妹」ではなく「天皇の女との婚姻」という点にあることを明らかにしたことがあげられる。記紀系譜上の特定の時期（仁徳とその子の世代・敏達とその子の世代）において、特異な婚姻形態ともいべき異母兄妹婚が集中的に現われることは従来も注意され、種々の議論が行われてきたが、それは単に記紀系譜上の問題に止まるものではなく、歴史的に確実な天武とその子の世代、桓武とその子の世代においても同様の現象が認められる。しかもそれぞれが皇位継承をめぐる政治的争乱と一体化して現われている。論者はこの点に注目し、視野を九世紀前期以前のこれら四時期に共通する問題として拡大することにより、各時期はいずれも皇統が交替した時期にあたり、新皇統の〈始祖〉の子や孫の世代で異母兄妹婚が数多く発生していることを明らかにした。このことは、異母兄妹婚が皇位の継承と密接に関わる現象であることを示唆しているが、皇統の交替時には、前皇統につながるための入婿的な婚姻関係に規制されて、異母姉妹は数多く存在する一方でそれ以外の結婚可能な天皇の女は存在しないという状況が生まれ、その下で皇位継承を目指して天皇の女が志向される結果、異母兄妹婚が多数発生するというのである。ここに異母兄妹婚の本質、皇位継承における皇女との婚姻の重要性が詳細な論証をともなうて明らかにされた意義は大きい。

次に、皇后の変遷、および皇后を中心としたキサキ間の序列と皇位継承との関わりを、記紀の時代から十一世紀前半までにわたって体系的に明らかにした点があげられる。本来天皇の女として他のキサキを超越する絶対的存在であった太后・皇后が、藤原光明子の立后を契機として、他のキサキ位の相対的上位に位置する一キサキ位へとその本質を変化させ、皇后一妃一夫人というキサキの序列の中に組み込まれるようになったこと、そして九世紀半ば以降、皇位継承の前提として天皇の女が娶られることがなくなると、天皇の女による本来的な立后も、氏族出身のキサキが天皇の女たるキサキを超越するための立后もなされなくなり、この皇后不在の期間は女御・更衣という律令制とは異なるキサキの序列が皇位継承を厳格に規制するようになったこと、さらに冷泉天皇の皇后となった昌子内親王を嚆矢として、皇女を中心に再び皇后が継続的に立てられるようになると、キサキ制度が皇后と女御という序列に収束していくことなどが明らかにされている。これに関連して、清和天皇のキサキであった藤原高子の廃后事件や正子内親王と藤原順子がともに太皇太后として並立している事実を手掛かりに、皇后・皇太后・太皇太后という后位間の序列や転上のメカニズムについても考察を加え、后位としての皇后と中宮の分離や女院の発生という歴史的事実が、后位の定員がうまっている際の対処方法として現われてくることを明らかにした点も重要である。

さらに論者は、親王・内親王の初叙品や成人儀礼の在り方、また各種通過儀礼の行われる場所の検討から、母たるキサキの序列が明確にその所生子の序列・格差となって現われていることを明らかにし、以て如上の所論の裏付けとしているが、精密な調査・検討によって従来の研究の誤りが正され、また新たに指摘された事実も多い。

もとより本論文にもなお不満な点がないわけではない。視野が皇后を中心とするキサキ制度の構造とその変遷にのみ限定され、それらの事象を広く政治史との関連において位置付け、考察することの希薄な点である。しかしこれとて、一旦は問題を限定・純化し、その範囲で徹底的に考察を加えることも研究の段階として必要とも言えるのであって、むしろ本論文の成果を踏まえて今後に期待される課題と言うべきであろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2004年9月6日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。